

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けけるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

インボイス制度
の導入

令和5年10月1日

登録事業者になるようとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T + 法人番号」、それ以外の事業者の方は「T + 13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用 いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書（現行）> ~令和5年9月

請求書	機△△
○○機御中	
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	肉 ※ 5,400円
	合 計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
	※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	機△△(E1234...)
○○機御中	
●年■月分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	肉 ※ 5,400円
	合 計 43,600円
	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円
	※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等
- （課税事業者のみ登録可）

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問（Q&A）などをお知らせしています。



インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、詳しくお知りになりたい方は、専用ダイヤルで受け付けております。
[国稅庁ホームページ](https://www.nta.go.jp) (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

